



手話の日のイベント



9月23日の手話の日に合わせ、町民の皆さんに聴覚障がい者や手話への理解を深めていただくため、だんだん市場でイベントを開催します。

同日の夕方からは、だんだん市場第2駐車場などのモニメントにシンボルカラーの青色でライトアップします。

手話は言語です。ぜひこの機会に手話に触れてみませんか。

○日時

9月23日（水・祝）
午前10時～正午

○場所

だんだん市場

○内容

- ・手話の体験教室
- ・手話を使ったゲーム
- ・指文字を使ったゲームなど

問い合わせ先

役場福祉事務所障害福祉係
☎（86）1146「直通」

重度障がいがあるかたの手当

町では、重度の障がいがあるかたで、日常生活に常に介護が必要なかたは、特別障害者手当などを受給できます。

詳しくは問い合わせください。

※手当額は改定される場合があります。



【特別障害者手当】

この手当は在宅重度障がい者で20歳以上のかたに支給されます。

基準を満たす重度障がいが2つ以上あるかた、またはそれと同程度以上の状態であるかたが対象です。

○支給要件

- ・施設に入所していないこと
- ・毎年の所得が基準以下であること
- ・病院などに継続して3カ月を超えて入院していないこと

○手当額

月額3万450円

【障害児福祉手当】

この手当は20歳未満の在宅重度障がい児のかたに支給されます。基準を満たす重度障がいがあるかた、または同程度以上の状態であるかたが対象です。

○支給要件

- ・施設に入所していないこと
- ・毎年の所得が基準以下であること
- ・障がい理由とするほかの公的年金の受給がないこと

○手当額

月額1万6560円

問い合わせ先

役場福祉事務所障害福祉係
☎（86）1146「直通」